

神奈川県内広域水道企業団
建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

令和 8年 1月

神奈川県内広域水道企業団

目 次

1. 総則	1
1.1 目的	1
1.2 対象工事	2
1.3 適用の範囲	2
1.4 受注者の実施項目	4
1.5 施工計画書	5
1.6 監督員による監督の実施項目	6
2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様	7
2.1 機器構成	7
2.2 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様	8
2.3 Web会議システム等に関する仕様	8
3. 遠隔臨場による段階確認等の実施	9
3.1 事前準備	9
3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存	10
4. 遠隔臨場に必要な費用	11
5. 留意事項	12

1 総則

1.1 目的

本要領は、神奈川県内広域水道企業団が発注する公共工事の建設現場において「段階確認」「材料確認」と「立会」等を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

- 1) 適用の範囲
- 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録と保管

【解説】

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により、撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して「段階確認」「材料確認」と「立会」等を行うものである。

『神奈川県内広域水道企業団建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（以下、「本要領」という。）』は、請負人（以下、「受注者」という。）における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や、発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や、具体的な実施方法及び留意点等を示したものである。

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事を、次に列挙する。

- ・段階確認、材料確認又は立会等を、映像確認できる工種
- ・本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場

1.2 対象工事

遠隔臨場の効果が期待できる工事を発注者指定型の対象とし、発注者指定型以外の工事を受注者希望型の対象とする。

【解説】

<発注者指定型>

遠隔臨場の実施により効率化が見込まれる工事から発注者が指定するものとする。発注者指定型として試行する場合は、「特記仕様書」に対象工事であることを明示する。

ただし、受発注者間で協議のうえ、試行の対象工事としないことができるものとする。

(効率化が見込まれる工事 (例))

- ・構造物等の立会頻度が多い工事
- ・施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事

<受注者希望型>

発注者指定型以外は、受注者から遠隔臨場試行の希望があった場合に受発注者間で協議のうえ、遠隔臨場の活用を可能とすることができる。

発注者指定型、受注者指定型のいずれの場合においても、地方公営企業法施行令第21条の13第1項に定める随意契約によることのできる金額以下の工事については対象外とする。

1.3 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて『工事共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」等を実施する場合に適用する。

【解説】

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して確認するものである。

ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル； Wearable）なデジタルカメラの総称であり、使用製品を限定するものではない。一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」「材料確認」と「立会」だけではなく、工事検査や現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(1) 段階確認

『工事共通仕様書』「第1編 共通編 第1章 総則」「1.1.43 監督員による確認及び立会等」に定める「段階確認の臨場」において、「監督員は、設計図書に定められた段階確認において、臨場を机上とすることができます。」事項に該当し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。なお、この方法は上記事項に記載されている「受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。」事項に該当するものである。

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、Web会議システム等を利用することにより、監督員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることができるものとする。なお、監督員等が十分な情報を得られなかつたと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常どおりの段階確認を実施する。

(2) 材料確認

『工事共通仕様書』「第1編 共通編 第2章 材料」「第1節 一般事項」「2.1.1 材料の規格」及び「2.1.2 材料の品質及び検査」による材料の規格及び品質確認並びに現物による確認を記載したものである。

現物による確認においては、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を利用することにより、監督員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることができるものとする。なお、監督員等が十分な情報を得られなかつたと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常どおりの材料確認を実施する。

(3) 立会

『工事共通仕様書』「第1編 共通編 第1章 総則」「第1節 総則」「1.1.2 用語の定義」に定める「立会」において「契約図書に示された項目において、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における監督員等が臨場にて行う行為に動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を利用することにより、監督員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場による立会に代えることができるものとする。また、立会工種に関しては『工事共通仕様書』に従うものとする。なお、監督員等が十分な情報を得られなかつたと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常どおりの立会を実施する。

(4) 工事検査

『工事共通仕様書』「第1編 共通編 第1章 総則」「1.1.20 工事完成検査」、「1.1.21 既済部分検査等」、「1.1.22 中間技術検査」に定める検査は、原則、現場臨場にて実施するものとする。ただし、受発注者間及び検査員との協議のうえ、検査員が確認するのに十分な情報を得ることができると判断した場合に限り遠隔臨場を適用できるものとし、実施においては「(1)段階確認」の規定を準用する。

1.4 受注者の実施項目

本要領を適用した受注者の実施項目は、次の事項とする。

- 1) 施工計画書の作成
- 2) 使用機器の準備
- 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施

【解説】

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに、必要とする資料の整備をするものとする。

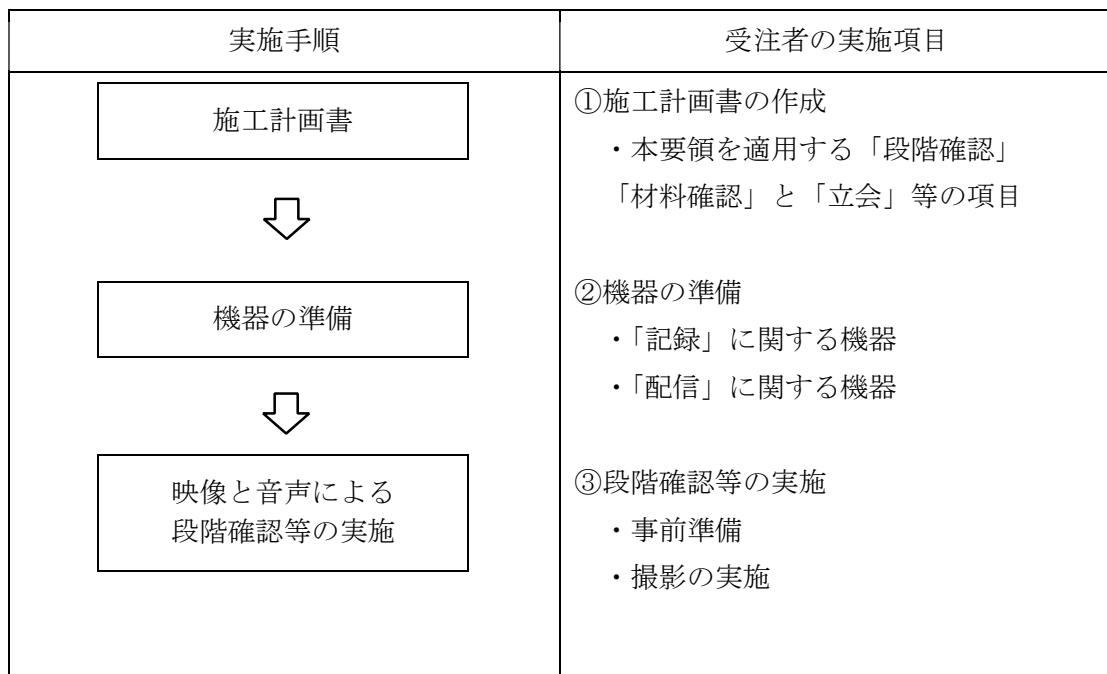


図 1-1 受注者の実施項目

1.5 施工計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督員の承諾を得なければならない。

- 1) 適用種別
- 2) 使用機器と仕様
- 3) 段階確認等の実施

【解説】

(1) 適用種別

本要領を適用する「段階確認」「材料確認」と「立会」等の項目を記載する。

(2) 機器構成と仕様

本要領に基づいて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を記載する。

1) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様

現場（臨場）にて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様を記載する。

2) Web会議システム等

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を監督員等へ配信するために使用するWeb会議システム等を記載する。

(3) 段階確認等の実施

本要領に基づいた、「段階確認」「材料確認」と「立会」等の実施方法を記載する。

1.6 監督員による監督の実施項目

本要領を適用した、監督員による監督の実施項目は、次の事項とする。

- 1) 施工計画書の承諾
- 2) 遠隔臨場による段階確認等の実施

【解説】

監督員等は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

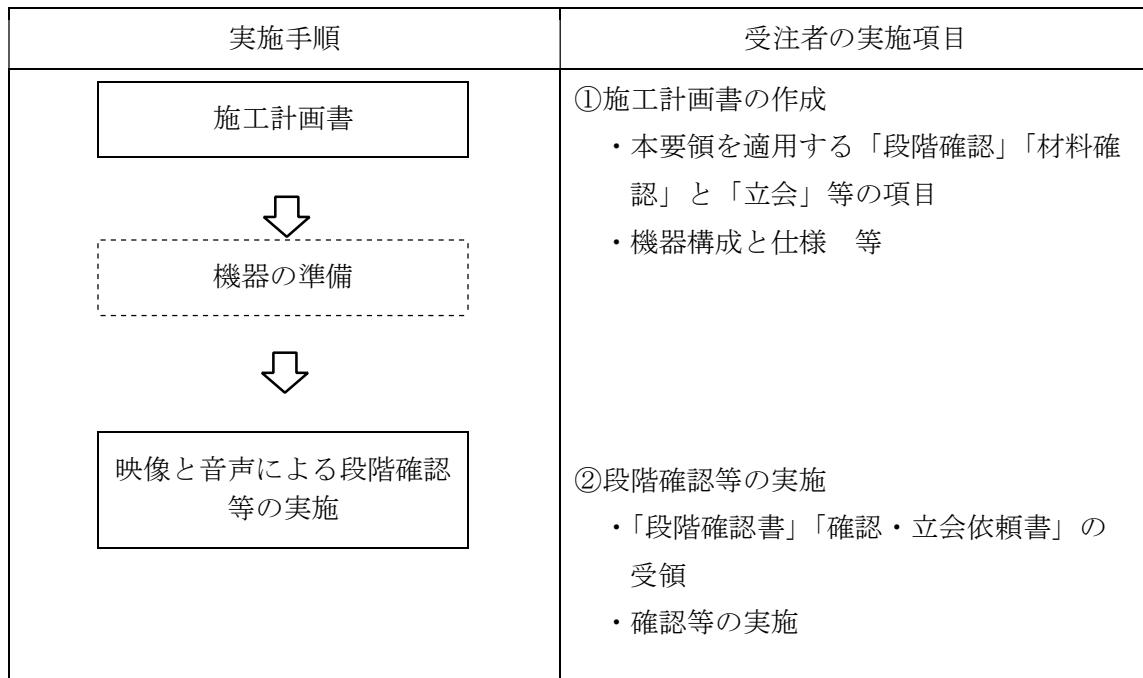


図 1-2 監督員の実施項目

2 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

【解説】

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器は受注者が準備、運用するものとする。

なお、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb会議システム等がある場合には協議するものとする。

2.1 機器構成



出典：「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）国土交通省 R4.3」

図 2-1 機器構成（例）

2.2 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様

本試行に用いる、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）による映像と音声とWeb会議システム等に関する仕様は、下表のとおりとするが、通信環境及び映像による目的物の判別が可能であることを勘案して、受発注者間で協議のうえ、画素数は 640×480 まで、フレームレートは15fpsまで落とすことができるものとする。なお、映像と音声は別々の機器を使用することができる。なお、夜間施工等における赤外線カメラや、水中における防水カメラ等の使用を妨げるものではない。

表 2-1 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）

項目	仕 様	備 考
映 像	画素数：1920×1080 以上	カラー、(640×480 以上)
	フレームレート：30fps 以上	(15fps 以上)
音 声	マイク：モノラル（1 チャンネル）以上	
	スピーカー：モノラル（1 チャンネル）以上	

2.3 Web会議システム等に関する仕様

Web会議システム等に関する仕様を次に示す。なお、Web会議システム等は通信回線速度により自動的に画質等を調整するため、通信回線速度を優先し、転送レート（VBR）は参考とする。

表 2-2 Web会議システムに関する仕様

項目	仕 様	備 考
通信回線速度	下り最大 50Mbps、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート（VBR）：平均 1 Mbps 以上	

3 遠隔臨場による段階確認等の実施

3.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督員等に実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督員等へ確認する。なお、監督員等による確認・立会の実施時間は、監督員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

1) 段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定期等）を監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

2) 立会依頼

受注者は、設計図書に従って監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を監督員に提出しなければならない。

3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存

受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

【解説】

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督員等と動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等の状況について確認を行う。また必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

(2) 現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は、実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、監督員等は、周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

(3) 実施

受注者は、「工事名」「工種」「確認内容」「設計値」「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について、適宜黒板等を用いて表示する。記録にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員等による実施項目の確認を得ること。また終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員等による実施結果の確認を得ること。

(4) 記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信し、必要に応じて実施状況を記録するものとする。なお記録の方法は、使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録する方法がある。

4 遠隔臨場に必要な費用

遠隔臨場を実施するにあたり必要とする費用は、発注者が負担するものとする。

【解説】

<費用の算出方法>

試行に係る費用については、試行にかかる費用の全額を実績に基づき変更にて共通仮設費に積上げ計上する（ただし、土木工事の場合、現場管理費、一般管理費等については対象外とする）。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所有する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、国税庁の「耐用年数の適用等に関する取扱通達」を参照

なお、遠隔臨場に要する費用は、当初設計に見込まず、設計変更にて対応するものとする。

[費用のイメージ]

- ①撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ②撮影機器の設置費（移設費）
- ③通信費（初期費用、利用料）
- ④その他（ソフトライセンス代、使用料等）

5 留意事項

工事記録映像の活用に際しては、以下に留意する。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は意識が対象物に集中し、足元等への注意が薄れ事故につながる場合があるため、撮影しながらの移動には十分に留意すること。また、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が配信される場合があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、公的ではない建物の内部等、見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。
- (5) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

附則

本要領は、令和8年1月1日から施行する。